

徳島県情報公開審査会答申第83号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成20年10月16日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「津乃峰筒崎線（津乃峰町□□）について〇〇（株）△△営業所前の官民境界の分かる図面一式」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成20年10月29日、実施機関は、本件請求に係る公文書が不存在であることを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成20年11月14日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成20年12月19日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての趣旨及び理由は、概ね次のとおりである。

官民境界の分かる図面として、公図などが法務局その他にあるはずである。法務局に行くとお金がかかる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

一般的に、実施機関が保有する公文書の中で、官民の境界が分かる文書としては、「境界確定書」及び「用地買収資料」が考えられる。

しかし、「境界確定書」については、土地の所有者から官民境界確定の申請があれば作成されるものであり、過去において、本件請求に係る土地（以下「本件土地」という。）の所有者から官民境界確定の申請があった事実はなく、「境界確定書」については作成されていない。

また、「用地買収資料」についてであるが、確かに、本件土地については、実施機関が昭和43年2月に用地買収しているが、当該用地買収に係る関係文書のいずれにも官民の境界が分かる図面は添付されていない。

さらに、上記文書の他に、官民の境界が分かる文書として本件土地の「地積測量図」、土地の位置関係が分かる文書として本件土地の「公図」が考えられるが、これらはいずれも法務局が保有する公文書であり、その写しについても実施機関においては保有していない。

以上により、本件請求に該当する公文書を保有していないものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

(1) 本件事案の対象公文書について

一般に、実施機関が保有する公文書のうち、官民の境界が分かり得るものとして考えられるのは、以下のとおりである。

- ・「境界確定書」
- ・用地買収資料中、土地売買契約書に添付されている「地積測量図」
- ・用地買収等に伴い、法務局から入手した「公図等」の写し

(2) 「境界確定書」について

実施機関の説明によると、「境界確定書」は、土地の所有者から官民境界確定の申請がなされたときに、初めて作成される公文書である。

当審査会が調査したところ、これまでに、本件土地について、土地所有者から官民境界確定の申請がなされた事実はなく、したがって、これに係る「境界確定書」が作成された事実もない。

(3) 「地積測量図」について

実施機関が用地買収を行う場合、買収価格の算定を行うために、買収する土地を測量し、その面積を算出した「地積測量図」を作成することとなっている。

「地積測量図」は、買収にかかる土地のうち、買収する部分を区分し、当該部分

の面積を算出している図面であることから、買収する部分とそうでない部分、すなわち、官民の境界が分かり得る図面であるといえることができる。

通常、「地積測量図」は土地売買契約書に添付されている。しかしながら、本件土地にかかる用地買収資料は、40年以上前の公文書であることから、公文書管理規則で定められた保存期間を過ぎており、契約書自体は依然保存されているものの、「地積測量図」については添付されていないことが、当審査会の調査により確認された。

(4) 「公図等」について

「公図等」には、不動産登記法第14条第1項の規定に基づき登記所に備え付けられた地図（以下「法第14条地図」という。）と、法第14条地図が備え付けられるまでの間、地図に準ずる図面として、同条第4項の規定に基づき、登記所に備え付けられた地図（以下「公図」という。）とがある。

実施機関が用地買収を行う場合、通常は、地権者等の調査を行う際に、法務局で公図等を謄写し、取得することとなる。

本件土地に関しても、用地事務を行う過程において、「公図等」を謄写し取得したと推測されるが、現在実施機関において保存されている本件土地にかかる用地買収資料の中には「公図等」が含まれていないことが、当審査会の調査により確認された。

(5) 判断

以上のことにより、本件請求にかかる対象公文書のいずれも存在しないことを理由に本件処分を行った実施機関の判断に、不自然・不合理な点は認められない。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成20年12月19日	諮問
平成21年 1月16日	実施機関からの理由説明書を受理
7月24日	審議（第68回審査会）

8月25日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議 (第69回審査会)
9月17日	審議 (第70回審査会)